

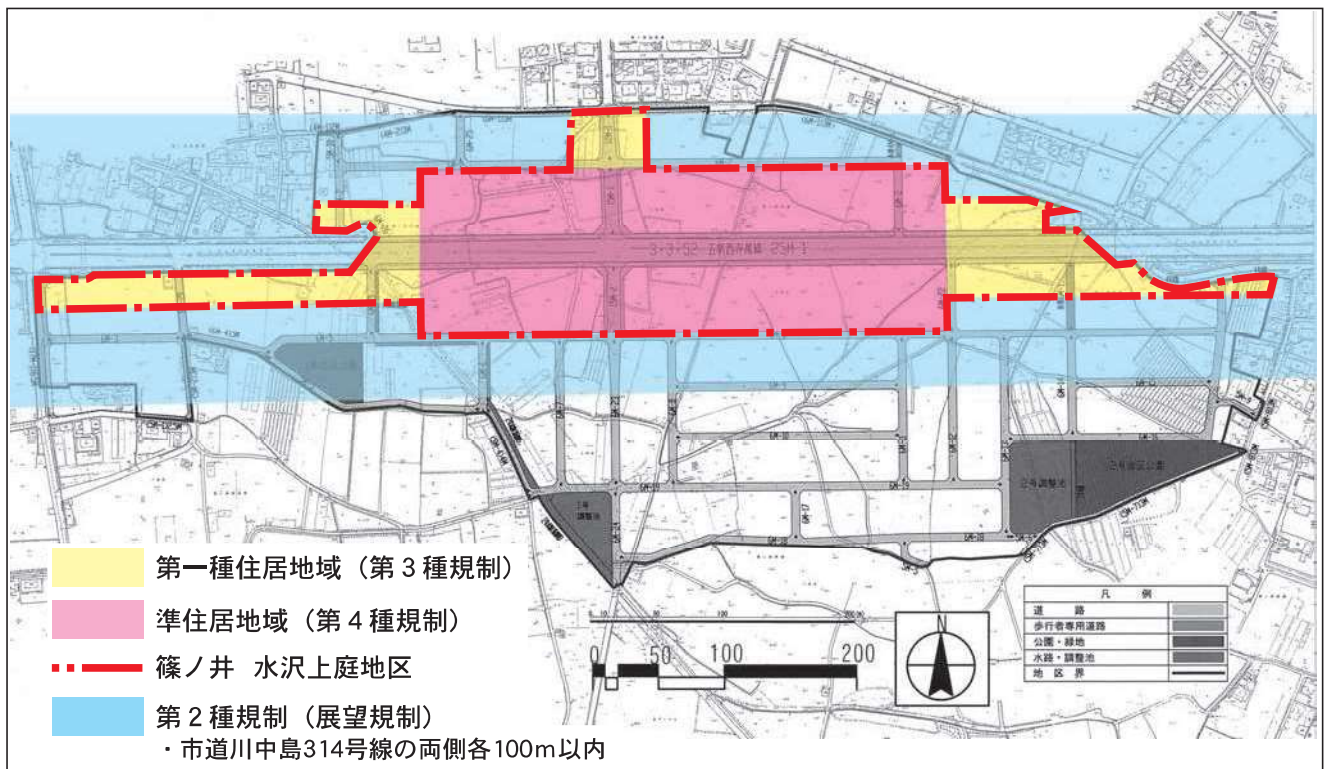
1. 屋外広告物特別規制地区

篠ノ井 じょうてい 水沢上庭地区

区 域：水沢上庭地区地区計画区域内の第一種住居地域・準住居地域 面積：8.2ha
 指定日：平成23年9月1日

2. 指定区域

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第1項の規定により告示された長野都市計画水沢上庭地区地区計画の区域のうち、同法第2章の規定により定められた第一種住居地域及び準住居地域



3. 地区の特徴

水沢上庭地区は長野オリンピック冬季競技大会の開閉会式場であった長野オリンピックスタジアム（南長野運動公園）の東側に位置し、オリンピックの開閉会式場に連絡する幹線として整備された都市計画道路・五明西寺尾線が地区中央にあります。

また、この地区は東に松代の神秘的で雄大な尼巖山^{あまかさり}及び奇妙山、西に北アルプスを望むことができ、南側には田園風景が広がり、山並みを借景として望むことができます。

4. 地域目標 「象徴的景観と自然景観が融合する景観を守り、にぎわいを演出する景観を形成する」

水沢上庭地区は長野オリンピックスタジアム（南長野運動公園）及び五明西寺尾線など長野オリンピック冬季競技大会を思い起こさせる象徴的な景観であるとともに、周囲の山並みの展望及び南側に広がる田園風景など自然景観に恵まれた地区であり、これらが融合して生まれる景観を後世に伝えていきます。

また、土地区画整理事業の実施により建設される店舗、事務所、住宅等は人々が集う「まち」を新たに生み出すものであり、にぎわいを演出する景観の形成を目指します。

広告景観については、象徴的景観と自然景観が融合する景観を守り、これらと調和したにぎわいを演出するものとしします。

5. 特別規制地区基本方針

長野オリンピックスタジアムを中心とした公園施設及び周辺の田園並びにそれらを囲む山なみが一体となって形成する地域の風致を維持するため、当該地域における風致と著しく不調和とならない広告物等の規制をします。

6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物であること。

自己用広告物の基準 ・敷地全体で10平方メートルを超える場合は許可申請が必要

区 分	基 準	
1 敷地内の総表示面積	200平方メートル以下	
屋上広告物 (1 建築物当たり)	本体の高さ	建築物の高さの10分の4以下
	地上からの高さ	13メートル以下
	表示面積	1面当たり50平方メートル以下で合計150平方メートル以下
	縦横の割合	縦を横の10分の10以下とすること。
	個数	建築物1棟につき1個
その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
壁面広告物 (壁面1面当たり)	表示面積	合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下で50平方メートル以下
	その他	窓面開口部をふさがらないこと。取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
地上設置広告物 (1基当たり)	高さ	10メートル以下
	表示面積	1面当たり25平方メートル以下で合計50平方メートル以下
壁面袖看板	上端の高さ	壁面の上端を超えないこと。
	壁面からの出幅	1.5メートル以下かつ敷地からはみ出さないこと。
色 彩	地色の彩度8以下	
照 明	外側の照明の場合は、下向き照射とすること。ただし、近隣住宅に光害を与えるおそれがある場合等やむを得ない場合は、この限りでない。	
そ の 他	次に掲げるものは、使用しないこと。 (ア) 反射光のある素材 (イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの	

案内用広告物の基準 ・許可申請が必要

区 分	著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物	事業所等への案内用広告物
条 件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。	施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。
表示面積	1面当たり2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下。ただし、2以上の地点又は施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数を乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。	1面当たり0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下。ただし、2以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数を乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。
地上からの高さ	5メートル以下	
色 彩	地色の彩度8以下	
距 離	案内する公共的な施設までの距離が1キロメートル以内。ただし、著名な地点への案内用広告物については、適用しない。	案内する事業所等までの距離が100メートル以内
個 数	1地点又は1施設について特別規制地区の区域内に2個以内	1事業所等について本通り等の入口に1個
そ の 他	次に掲げるものは、使用しないこと。 (ア) 反射光のある素材 (イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの	